

## 障害者権利条約の履行状況を検証する



## 日本の締約国報告の特徴とNGOパラレルレポートの課題

はじめに

締約国報告は、障害者権利条約（以下、権利条約）第35条=締約国による報告「1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する」によって義務づけられている。

2016年6月29日に公表された第1回締約国報告を読むとき、ロン・マッカラムさんの話を思い出す。彼は、オーストラリアやニュージーランドで初の全盲の大学教授（労働法）で、2010年～13年まで国連・障害者権利委員会（以下、権利委員会）の初代委員長を務めた。2015年5月28日、内閣府の会議室、日本障害フォーラム（JDF）などが主催した会合での話だ。

彼はつぎのように力説した。「この条約がいかにして世界中の障害者の生活を向上させてきたかを見守ってきた」「とりわけ、第5条（障害者への差別禁止）、9条（アクセシビリティ）、12条（法的能力）、そして第6条（障害のある女性）、7条（子ども）、16条（搾取、暴力及び虐待）、さらに第19条（地域社会へのインクルージョン）、24条（教育）は、障害者の生活への影響を考慮し、より詳しい検討が必要となります」。

そのべひでお  
全国障害者問題研究会副委員長、日本障害者協議会副代表

藤部 英夫

外務省の担当課長（当時）が質問した、「どのようなレポートならばできがよいと判断されるのか」。それに対して彼がつぎのように述べた言葉がこころに残っている。

「よいレポートは正直なレポート。達成されたこと、また不十分なことの両方を正直に記述しているレポートです」。さらに、「（権利条約は）締約国、市民社会、権利委員会が協力して障害者の生活を改善するのが目的」、「市民社会からのパラレルレポート。これを通じて（国連・障害者権利委員会は）良いこと悪いことがあるか知りたい」。

マッカラムさんは、締約国報告はより「正直」に、さらに障害者団体など市民社会から生活実態をより反映したパラレルレポートがあつて、国連での審査は実りあるものになると強調した。一方、国連は、「条約が指定する文書に関する指針／事務総長による覚書」で、「障害者団体を含む非政府機関に、報告の準備に参加するよう奨励し、これを促進しなければならない」「報告には、市民社会、特に障害のある人を代表する団体との協議で使用された手続きと、この過程を完全にアクセシブルにすることを確保するためにとられた措置に関する説明を含めなければならない」としている。

## 1 日本の締約国報告の概要と特徴

## 4度の修文はあったが

日本の締約国報告の概要は、日本障害者協議会（JD）が作成した「障害者権利条約のパラレルレポートに関する資料」（以下、JD資料）をぜひ参

表1 日本障害者協議会「障害者権利条約のパラレルレポートに関する資料」

障害者権利条約のパラレルレポートに関する資料／日本障害者協議会（JD）		2016年7月21日現在
障害者権利に関する条約第1回日本政府報告（日本語訳）		2016.6.29現在
障害者政策委員会確認（9月緊急の見え消し版）（未定）+バコメ時 1.15修正（黒字）+4.19修正（黒字）+2016.5.29修正（緑字）		
政府報告		
加盟団体等のパブリック・イヤー パブリック・アンケート調査		
◆1.意見＝策定過程及び一般的な内容についての市民社会の參與について 第33条の監視の枠組みを担う障害者政策委員会とされているが、障害者政策委員会は政府機関である。監視の枠組みには市民社会の参加が求められており、政府報告の策定過程に市民社会の参加が不十分であった旨、課題として明記すべきである。		
◆2.理由＝障害者権利条約は、障害のある人が参画し、意見を出し合しながら策定された。権利条約策定の過程を踏まえると、内容も大事だが、その策定過程も同様に重要である。権利条約第4条3項、第33条4項において、政策決定過程や報告書策定過程への障害者および障害者を代表する団体の参加が規定されているにも関わらず、そうした場が設けられてこなかったので設定すべき。（日本障害者協議会）		
◆3.意見＝権利条約を批准したことで、障害のある人の生活がどのように改善されたのかについての記述がない。記されている内容は、この条約に基づき義務を履行するためにもたらされた進歩に関する具体的な記述ではない。これは、締約国の報告義務は半分しか果たしていない。政府報告書として課題に踏み込まなかったことを明記すべきである。		
◆4.理由＝権利条約第35条の内容が遵守されていない、とりわけ、第35条5項には履行の程度に影響を及ぼす要因及び困難を記載することされており、報告書としては権利条約第35条の内容が遵守されていない。他の市民との平等を実現するために、政府はどのような努力を行なうかが記されている。（日本障害者協議会）		
◆5.意見＝データ不足は報告でも触れられているが、既存のデータ利用もほとんどなく、すぐに実施されている調査データなども活用できていないことなどを明記して明確さをすべきである。		
◆6.理由＝政府は障害者理解についての調査を行っており、国際比較も実施しているが、その紹介はない。こうしたデータは重要なものであり、既存データを駆使して報告をまとめていくという意想がみえない。（日本障害者協議会）		
◆7.意見＝データ不足は報告でも触れられているが、既存のデータ利用もほとんどなく、すぐに実施されている調査データなども活用できていないことなどを明記して明確さをすべきである。		
◆8.理由＝第31条によれば、実効を実現するための政策立案に必要な統計資料等は、障害者の権利を行使する際に直面する障壁を特定、対応できることが求められるため。（きょうさん）		
◆9.意見＝データ不足は報告でも触れられているが、既存のデータ利用もほとんどなく、すぐに実施されている調査データなども活用できていないことなどを明記して明確さをすべきである。		
◆10.理由＝第13条によれば、実効を実現するための政策立案に必要な統計資料等は、障害者の権利を行使する際に直面する障壁を特定、対応できることが求められるため。（日本社会福祉士会）		

JD（日本障害者協議会）の資料ページより <http://www.nginet.or.jp/jdprp/>

照してほしい（表1）。JDは、パラレルレポート（以下パラレポ）を充実したものにするべく、JD政策委員会とJDから派遣されている日本障害フォーラム（JDF）条約推進委員会委員との合同のプロジェクトチームを設置した。私もこれに積極的に参加している。

さて、締約国報告は内閣府が担当する障害者政策委員会（以下、政策委員会）やパブリックコメントなどの指摘によって4度修文されている。JD資料は、その修文箇所をわかりやすく表示しているとともに、JD加盟団体が提出したパブリックコメントや実態調査の資料を項目ごとに整理している。

なお、各省庁の関係では、「中央連絡先」は「内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）付及び外務省総合外交政策局人権人道課」と確認され、「政府内における調整のための仕組み」は内閣府が、各省連携は外務

省が、そして障害者政策委員会（基本計画）は内閣府が担当するとされている。

しかし、たとえば厚生労働省管轄では、社会保障審議会障害者部会や労働政策審議会障害者雇用分科会がそれぞれの議論を行い、障害者総合支援法や雇用促進法一部改正など立法化への諮詢を図っている。また、文部科学省管轄でも中央教育審議会初等中等教育局分科会で「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置、独自に議論して、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を出し、学校教育法一部改正などをすすめた。

そうした結果、締約国報告は、各省の「権限」と「思惑」のもとに、各省独自のそれぞれの到達点がパッチワークのように寄せ集められた感がある。